ドン・キホーテ古川店の届出概要について (法第6条第2項 変更)

1 届 出 者 株式会社ドン・キホーテ

2 届 出 日 令和4年2月22日

3 店舗の名称 ドン・キホーテ古川店

4 店舗設置者 株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田 直樹

東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

- 5 店舗所在地 大崎市古川大宮三丁目349-1
- 6 変更しようとする事項
 - (1) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量(軽微変更承認)

(変更前) 21.6 m3

(変更後) 29. 72 m³

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)午前10時から午後10時まで

(変更後) 24時間

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)午前9時30分から午後10時30分まで

(変更後) 24時間

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)午前8時から午後10時まで

(変更後)午前6時から午後10時まで

- 7 変更する年月日 令和4年4月8日 (軽微変更承認を行ったため,8月制限の適用なし)
- 8 事務手続き等

·公 告 年 月 日:令和4年3月9日

・縦 覧 期 間:公告の日から令和4年7月11日まで(公告の日から4か月)

・地 元 説 明 会:令和4年3月7日

・市町村等からの意見書提出期限:令和4年7月11日(公告の日から4か月以内)

・県の意見の通知期限:令和4年10月22日(届出から8か月以内)

※軽微変更の承認を行ったため、6 (1) については県の意見を述べることはできない。

- ■変更に関するもの以外の事項
- 1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2, 224 m^2

- 2大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数 82台(指針による必要台数:82台)
 - (2) 駐輪場の収容台数 28台
 - (3) 荷さばき施設の面積 63.09㎡
- 3大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 駐車場の出入口の数 3カ所

住民説明会の実施状況

開催日時	令和4年3月7日(月)午後7時から午後8時まで
開催場所	古川商工会議所
	大崎市古川東町5番46号
出席人数	3名

質問事項	設置者の回答内容	
計画地は小学校の近くにあるが,今後24時間営業とする場合,登下校時の安全対策は何か。	当面は9時から24時までの営業となります。今 後24時間営業とする場合は、児童の安全に配慮し	
	た計画とします。 →県の意見は不要	
国道の入口③は幅員が狭く,従来の店舗では混雑 しているときもあったため,安全対策をお願いした い。	貴重なご意見ありがとうございます。 →県の意見は不要	
駐車場が24時間開放となった場合,国道4号線 に接しているため,夜間の無断駐車が無いようにし てほしい。	営業時間中の違法駐車については店内放送にて 呼びかけを行う等の対策を行います。また、それで も解消されない場合は、古川警察署と連携して対応 いたします。	
	→県の意見は不要	

大崎市の意見について

意見内容	設定者の回答内容	
なし	なし	

地元住民の意見について

意見内容	設定者の回答内容
当該店舗中央の「車両入口」が、国道4号線に面しており、順路相違による混雑が予想される。さらに、同国道は当市で最も通過者量が多い幹線道路であり、渋滞並びに交通事故につながる危険性が高い。そのため、出入口への看板設置並びに誘導員を設置するなど渋滞緩和の対策を講じてほしい。 また、近隣は住宅地であり、古川第四小学校も近いため、隣接道路を利用する通行人は多い。そのため、朝夕の混雑する時間帯には、隣接道路の通行人が安心・安全に通行できるよう、十分に配慮していただきたい。	開店後の状況に応じて渋滞緩和の対策を可能な 限り検討いたします。また、隣接道路の通行人が安 心・安全に通行できるよう、安全に十分に配慮して 運用いたします。 →県の意見は不要
同店の営業時間の届出は24時間なので,深夜に若者の溜まり場となった場合,騒音問題の発生や周辺地域の防犯強化,非行防止についても徹底した対応を講じてほしい。	深夜に若者の溜まり場とならないよう,午後10 時以降の未成年のみの来店には明らかに未成年と 見られる方には従業員より声掛けを行うなど,防犯 対策を行います。 →県の意見は不要

駐車場が混雑した場合には、誘導員を配置するなどの対応をしていただきたい。	駐車場が混雑した場合には、必要に応じて誘導員 の適宜配置などの対策を検討いたします。	
	→県の意見は不要	
廃棄物の回収時間帯は、早朝と深夜を避け、住民	廃棄物の回収時間帯は、早朝と深夜を避けて、住	
への騒音に対する配慮をお願いしたい。	民への騒音に対する配慮を行います。	
	→県の意見は不要	
街づくりの観点から商工会議所等が実施する事	商工会議所等が実施する事業への具体的な参画	
業にも積極的に参画し、地域経済の発展に寄与していただきたい。	要請がございましたら,参画を検討いたします。	
villelelev.	→指針の対象外	
地域貢献に配慮し, さらに, 地域の商慣習にも	地域貢献に配慮し,地域の商慣習にも倣った行動	
倣った行動に努め、紛争が起きないようにしていた だきたい。	に努めてまいります。	
/_ c /_ v 'o	→県の意見は不要	

交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡未満のため実施していない。

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届		出	者	株式会社ドン・キホーテ		
届	出	年 月	日	令和4年2月22日		
店	舗	名	称	ドン・キホーテ古川店		
所		在	地	大崎市古川大宮三丁目349-1		
市	町木	ナの 意	意 見	あり	なし	
地址	或住员	民等の	意見	あり	なし	
	果の意見案					
交	通	関	係	あり	なし	
騒	音	関	係	あり	なし	
廃	棄	物関	係	あり	なし	
そ		の	他	_		
意		見	案	県の意見はなし		
				営業にあたっては周辺住民の理解	を得られるよう努めるとともに、騒	
附	帯	意 見	案	音等の苦情が申し立てられた場合に	は適切な対策を講じるよう配慮願い	
				ます。		